

猪名川町制施行 70 周年記念特産品開発等

支援事業補助金

募集要領



続く思い、やっぱり「い～な猪名川」！

< 募集期間 >

令和 7 年 3 月 1 8 日（火）～ 4 月 1 日（火）

猪名川町 企画総務部 企画政策課

TEL : 072-766-8711

概要

町制施行 70 周年の節目となる年を記念し、町の魅力の発信と地域経済の活性化及び地域産業の振興を図るため、農産物を活用した新たな特産品開発事業として原木しいたけを使ったジェラートづくりを目指しています。そこで、当該事業に取り組む企業、団体に対して、開発及びこれに資する事業活動の支援を目的とし、これらに要する経費を予算の範囲で補助します。

なお、本事業は町制施行 70 周年記念事業検討プロジェクトチームにて提案された企画をもとに行う事業であり、商品開発からテストマーケティングまで伴走支援を必要に応じて実施します。

1. 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- ・町内に住所又は事業所を有する法人、団体
- ・町内に住所及び事務所（法人にあっては登記）を有する農業法人、又は農業者が組織する団体であること。
- ・町内に住所及び事務所（法人にあっては登記）を有する原木しいたけを生産する農業法人、又は農業者が組織する団体もしくは構成員の一部として組織した団体
- ・町税の滞納がない者
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者に該当しない者
- ・事業を継続できると認められる実績があること

2. 応募条件

次のいずれにも該当することとする。

- (1) 町内産原木しいたけを使用すること
- (2) 道の駅に出荷することを可能とすること
- (3) 70 周年記念事業として、関連するイベントにテストマーケティングをすること
- (4) 可能な限り持続性をもって取り組むこと
- (5) ふるさと納税返礼品に登録する見込みや意思があること
- (6) 令和 8 年 2 月 28 日までに事業が完了すること

3. 補助額 最大 40 万円（対象経費 10／10）

4. 補助件数 1 件

5. 募集期間 令和 7 年 3 月 18 日（火）～令和 7 年 4 月 1 日（火）

6. 対象経費 猪名川町内産の原木しいたけを活用した原木しいたけジェラートの開発、テストマーケティングを行う事業に取り組むために必要不可欠な経費とし、次表に定めるとおりとする。なお、試作までを対象とし、本販売のための

商品に係る経費は補助対象外とする。

補助事業	項目	補助対象経費
原木しいたけジェラート開発、テストマーケティング	消耗品費	容器または包装材の購入費等少額の物品の購入費
	印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
	運搬費	原材料、資材、試作品等の運搬に係る送料
	委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費、分析（栄養成分分析、消費期限分析等）または登録（商標、意匠等）に関する経費
	原材料費	材料費等（※但し、原木しいたけの費用については事業者負担とする）
	賃借料	機械器具等のリースまたはレンタルに要する経費 ※パソコン、コピー機など汎用性の高い物品を除く ※総事業費の4分の1以下の額とする。
	機材購入費	開発、テストマーケティングのために必要となる機器購入費 ※総事業費の4分の1以下の額とする。

注）上記経費のうち、社会通念上、補助することが適当と認められない経費については対象経費としない。

7. 書類審査 ご提出いただいた書類にて審査します。受付後の書類審査において、追加書類のご提出をお願いする場合があります。

8. 申込方法 補助金交付申請書に必要書類を添えて企画政策課に申請してください。

9. 問合せ先 猪名川町役場企画政策課 TEL：072-766-8711

MAIL：kikaku@town.inagawa.lg.jp

本事業は、令和7年度歳入歳出予算が猪名川町議会で可決された場合に確定するものであり、猪名川町制施行70周年記念特産品開発等支援事業補助金交付要綱（案）についても令和7年度4月以降の制定をもって確定するものです。